

## 原子力発電所事故の早期収束と再発防止に関する意見書

東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所に重大な事故が発生し、今なお、原子炉の冷却が正常に行われないなど、深刻な状況となっています。

このことは原発立地地域の住民はもちろんのこと、全国民に大きな不安を与えているとともに、長岡市においては柏崎刈羽原子力発電所から30km圏内にあり、決して他人事ではなく、不安は極めて大きいものがあります。

福島第一原子力発電所事故では、半径20km圏内の「警戒区域」の住民や、半径20km圏外でも「計画的避難区域」に指定された住民は、放射性物質の汚染により、避難所生活を余儀なくされており、また、近隣住民においても農産物の汚染や風評被害により生活基盤が奪われるなどしています。

こうした状況の中、一刻も早い収束が急務であり、また、事故発生及び拡大に至った原因や、地域住民、国民に対する情報のあり方を検証し、原子力発電に関する安全対策を見直すとともに、原子力災害については国が責任を持って対応する方針を確立していくことが喫緊の課題です。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望いたします。

- 1 原子力発電所の事故は国全体にかかわることから、原子力災害への対応については、国が責任を持って事態の早期収束に全力で取り組むこと。
- 2 原子力災害に至った徹底的な原因究明と情報開示、安全指針の抜本的な見直し、再発防止策の実施を早期に行い、全国の原子力発電所の安全対策に万全を期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月4日

長岡市議会議長 酒 井 正 春

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、原発事故の収束及び再発防止担当大臣